平成２２年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市御立西４丁目２番10号
債務者　今村　昌司
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５０号
広島市西区田方２丁目44番26号
債務者　淺井　利英
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７０号
広島県廿日市市友田220番地３
債務者　木村　貞雄（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２０号
広島市中区東白島町19番88―406号
債務者　谷口　未佳
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３７号
広島市安佐南区東原２丁目６番22―201号Ａ
債務者　三宅　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４３号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目８番２―202号
債務者　梶山多津江
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４５号
広島市安芸区阿戸町6402番地の２
債務者　工藤　博文
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４６号
広島市安芸区阿戸町6402番地の２
債務者　工藤　千秋
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５２号
広島市中区東白島町15番８―702号
債務者　二本　るみ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５９号
広島市安佐南区長束４丁目11番28―４―202号
債務者　中西　直子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６７号
広島市西区東観音町15番17号
債務者　多田　久桜
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９１号
広島市東区牛田早稲田４丁目４番１―202号
債務者　川崎　早苗
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９５号
広島市東区戸坂出江２丁目10番24―203号
債務者　山田　健志（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００３号
広島市安佐南区安東１丁目８番24号
債務者　岡崎　禮子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１４号
広島県東広島市高屋町高屋堀11番地２
債務者　西川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３４号
広島市南区旭３丁目２番20―1204号
債務者　丸上　英子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４６号
広島県東広島市西条町助実1779番地１日角ビル３Ａ
債務者　塚本　康夫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０号
香川県丸亀市浜町305番地４　藤井住宅16号
債務者　大原　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部